



奈市議第123号  
令和元年5月31日

奈良市議会議長  
東久保 耕 也 様

議会改革推進特別委員長  
宮 池 明

### 議会改革推進特別委員会中間報告書

本委員会で調査する事項について、下記のとおり、奈良市議会会議規則第45条第2項の規定により中間報告します。

#### 記

1 調査事項  
議会制度全般について

2 調査の状況

開催日	調査内容
平成31年2月28日	①正副委員長互選 ②委員会の傍聴について ③奈良市議会政務活動費の交付に関する条例、奈良市議会政務活動費の交付に関する規程及び奈良市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱の一部改正について ④検討項目の抽出について ⑤開催通知について ⑥委員会の中間報告について ⑦委員会の資料について
平成31年3月15日	①合意形成方法について ②開催頻度について ③委員会の作業部会について ④奈良市議会政務活動費の交付に関する条例、奈良市議会政務活動費の交付に関する規程、奈良市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱及び奈良市議会政務活動費執行の手引の一部改正について
平成31年4月24日	①ロードマップ案について ②作業部会の設置について ③議会事務局の機能強化（議員の政策立案機能、政策提言機能の強化）について ④検討項目の抽出について
令和元年5月31日	①追加の検討項目について ②作業部会の状況報告について

	③議会事務局の機能強化（議員の政策立案機能、政策提言機能の強化）について （議会による政策評価に関する勉強会について） ④委員会の中間報告について
--	---

### 3 調査の結果（委員会における決定事項）

調査事項	調査結果
開催通知について 委員会の資料について	本特別委員会に関する開催通知及び資料については、書面を省略し、メールにて送付すべきものと決定
奈良市議会政務活動費の交付に関する条例、奈良市議会政務活動費の交付に関する規程、奈良市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱及び奈良市議会政務活動費執行の手引の一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支報告書に添付する領収書等の証拠書類について、従来議長宛に写しを提出することとしていたが、原本を議長に提出することにするため、奈良市議会政務活動費の交付に関する条例について一部改正を行うべきものと決定</li> <li>・奈良市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正にあわせて、奈良市議会政務活動費の交付に関する規程、奈良市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱及び奈良市議会政務活動費執行の手引の一部改正を行うべきものと決定</li> </ul>
作業部会の設置について	本特別委員会の下に作業部会A及び作業部会Bを設置し、各部会に検討項目を振り分け、各委員が各部会に分かれて検討を行うべきものと決定
議会事務局の機能強化（議員の政策立案機能、政策提言機能の強化）について	令和元年5月31日（金）に議会の政策評価に係る勉強会を実施すべきものと決定